

熊取町高齢者補聴器購入費用助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加齢等による聴力機能の低下により日常生活に支障のある高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、高齢者の積極的な社会参加及び地域交流を促進し、もって高齢者の認知症及びフレイルの予防を図ることを目的とする。

(助成の対象者)

第2条 この要綱による助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、本町の住民基本台帳に記録されている65歳以上の者
- (2) その属する世帯のすべての世帯員が当該年度分（申請した月が4月又は5月である場合にあっては、当該年度の前年度）の市町村民税が非課税の者又は生活保護を受給している者
- (3) その属する世帯のすべての世帯員が町税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料を滞納していない者
- (4) 両耳または片耳の聴力レベルが40デシベル以上の者で、難聴のため補聴器の装用が必要であると医師が認めた者
- (5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（聴覚障害に係るものに限る。）を所持していない者

2 前項の規定にかかわらず、この要綱による助成を受けたことがある者は、対象者としな

(助成の対象経費)

第3条 町長は、対象者が補聴器を購入する場合に、その購入に係る経費を予算の範囲内で助成するものとする。

2 助成の対象となる経費（以下、「助成対象経費」という。）は、管理医療機器として認定された補聴器本体の購入費用とする。ただし、集音器の購入費用及び診察料、検査料、文書料、送料その他購入のために要した費用は、助成対象経費としない。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、25,000円を上限とする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、熊取町高齢者補聴器購入費用助成申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 高齢者補聴器購入費用助成に係る医師意見書（様式第2号）
- (2) 同意書（様式第3号）

- (3) 前号の意見書に基づき作成された補聴器の見積書
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- (助成の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成することを決定したときは、熊取町高齢者補聴器購入費用助成決定通知書(様式第4号)(以下「助成決定通知書」という。)により、助成しないことを決定したときは、熊取町高齢者補聴器購入費用助成却下決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第7条 前条の規定により助成決定通知書を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、助成決定後に助成の対象となる補聴器を購入し、助成決定通知書に記載された決定日から起算して3月を経過した日又は助成決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、熊取町高齢者補聴器購入費用実績報告書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 購入した補聴器の領収書及び型番が分かる書類
 - (2) 助成決定通知書の写し
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- (助成金の額の確定)

第8条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告書を審査の上、助成金の額を確定し、熊取町高齢者補聴器購入費用助成金確定通知書(様式第7号)により、助成決定者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 助成決定者は前条の規定により助成金の額が確定したときは、熊取町高齢者補聴器購入費用助成金請求書(様式第8号)に振込先及び口座等を確認できる書類の写しを添付して、町長に助成金を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、当該請求書を審査の上、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成決定の取消し)

第10条 町長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成の決定を受けたとき。
- (2) 助成の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 関係法令に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定により助成の決定の全部又は一部を取り消したときは、熊取町高齢者補聴器購入費用助成決定取消通知書(様式第9号)により、助成決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により助成の決定の全部又は一部を取り消した場合において、

既に交付した助成金があるときは、熊取町高齢者補聴器購入費用助成金返還命令書（様式第 10 号）により、助成決定者に期限を決めて返還を命ずるものとする。

（補則）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、この事業について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。